鳥取県告示第113号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づき、指定相談支援事業者から当該指定 に係る相談支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとお り告示する。

平成21年2月27日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

名称	主たる事務所	指定に係る相談支援事	指定に係る相談支援事業を	変更年月日
	の所在地	業を行う事業所の名称	行う事業所の所在地	
特定非営利活動	西伯郡伯耆町	障がい者支援センターい	西伯郡伯耆町福岡2100-1	平成20年12月1
法人いんくるサ	福岡2100-1	んくる		日
ポート				